

第8回みんなでスポーツフェスタ運営業務委託概要

- 1 主 催 公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「当公社」という。）

- 2 実施日時 令和5年12月10日（日）
午前10時～午後3時30分
事前準備は前日午後1時より
撤去作業は開催当日午後4時頃～（予定）

- 3 事業目的 オリンピック・パラリンピックレガシーの継承及び障害者スポーツへの理解促進事業として、広く区民の方々に世代や性別、障害の有無にかかわらずスポーツへの理解を深めていただくと共に、だれもがスポーツを楽しみ、健康増進・体力の向上を図る機会とする。

- 4 履行場所 江東区スポーツ会館 大体育室・小体育室・柔道場・剣道場ほか
（江東区北砂1-2-9）

- 5 対 象 区内在住・在勤・在学の方、及び区内特別支援学級、特別支援学校、通所作業所等を利用する方。
※事前申込みが必要な種目は明記すること。

- 6 予算額 3,485,900円（税込）

- 7 事業内容 「第8回みんなでスポーツフェスタ（以下「本イベント」という。）」にかかる以下の項目について、内容、アスリート等について提案すること。
（1）パラリンピアン等アスリート（指導者）によるデモンストレーション
アスリート（指導者）によるデモンストレーション等を実施すること。
経費については、当公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。
（2）競技体験ブース
障害のない方も一緒に取り組める競技・展示を中心に、3～4種目提案すること。
経費については内訳（単価）を明示し、当公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

競技は、初めての人でも取り組みやすく、誰でも参加できる状況を確認し、参加者により多くのブースを回ってもらえるような仕掛けについても提案すること。

小体育室については、ワクチン接種会場として使用される場合がある。なお、この場合、当公社と受託者とで協議の上、種目及び契約金額を変更することができる。

(3) その他

上記(2)の中には、東京2020パラリンピック競技大会において開催された種目及びデフリンピック2025年夏季大会に関する実施内容を含むことが望ましい。

8 上記以外の委託内容

(1) 会場のレイアウト

実施場所は、スポーツ会館大体育室・柔道場・剣道場など、各ブースを会場内のどこに配置するか提案すること。提案する競技種目により適切な養生等を行うこと。

(2) 全体運営及びレイアウト

会場設営及び周知用ポスター(A2サイズ200枚)・パンフレット(A4サイズ30,000枚)、看板等の作成・設置・撤去、救護所の設置などイベント運営に必要な事項について実施することとし、全体のレイアウト案を提案すること。

なお、設営・撤去に係る資材の省資源化やリサイクルの推進など、環境に配慮した内容とすること。

(3) パンフレット配布先

本イベントのパンフレットは、当公社スポーツ施設の他、区内全小学校に梱包して配布すること。

| 配布先 | チラシ | 納品方法 |
|---|----------|--------------------|
| 区内全小学校 特別支援学級・区内特別支援学校 当公社が指定する通所作業所等 | 全校生徒数+予備 | 各校、学年別・クラス別に 分包 |

配送方法等の詳細は受託者決定後、当公社と協議の上決定。経費については、当公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(4) 運営体制

本イベントを安全かつ円滑に運営するための実施体制について提案すること。

本イベントに従事する運営スタッフ(アルバイト従事者含む)は、事前準備作業から運営当日の事業内容を理解して運営に従事すること。

(5) ゴミ等の処分

本イベント開催に伴い発生したゴミ等の処分をすること。経費については、当公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(6) 安全対策

本イベント開催中の会場及び会場周辺の安全対策及び季節性インフルエンザ等に対する感染症対策を講じること。

なお、震災（災害）対策についても提案すること。経費については、当公社の支払う委託料から受託者が支払うこと。

季節性インフルエンザ等が流行期にある場合は、当公社の指示に沿って安全な事業運営を行い感染症対策に関わる消耗品・物品を各室場に用意すること。

(7) 看護師・手話通訳の配置

看護師は1名、手話通訳は2名配置する。手配については当公社も協力する。経費については、当公社の支払う委託料から受託者が支払うこと。

(8) イベント協力スタッフ、指導者の昼食

イベント協力スタッフ（江東区スポーツ推進委員含む）、指導者等の昼食に関わる経費については、当公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(9) 参加者の参加賞

競技体験ブース問わず、全ての参加者に配布できる同一の参加賞を提案すること。また、単価を明示すること。経費については、当公社の支払う委託料から受託者が支払うこと。

(10) イベント傷害保険

イベント傷害保険に加入すること。経費については、当公社の支払う委託料から受託者が支払うこと。

(11) 運営マニュアル、報告書の作成・提出

本イベント開催の3週間前までに、最終運営マニュアルを作成し提出すること。運営マニュアルには、安全管理計画及び安全管理体制について明記すること。

また、イベント終了後1週間以内に報告書を提出すること。

(12) 協力団体等との契約及び支払いについて

協力団体及び受託者が手配する指導者等との契約は受託者が締結すること。一部の協力団体の手配については、当公社も協力する。また、その報酬・経費は当公社の支払う委託料から受託者が支払うこと。

(13) イベント協力スタッフへの謝金について

競技種目で江東区スポーツ推進委員会の協力を得られる。また、江東区で活動し当公社

で把握しているパラスポーツ指導員の資格を持つ区民ボランティアの協力を得ることができる。手配については当公社も協力する。経費については、当公社の支払う委託料から受託者が支払うこと。

(14) その他

- ① 本イベント参加者がスポーツに対して興味を抱くような展示物等について、企画があれば提案すること。なお、この項目については提案がなくとも不利益には扱わないが、良い提案があった場合は評価の対象とする。
- ② 運営等に従事するスタッフが一目見てスタッフと識別できるよう検討し、提案すること。ただし、江東区スポーツ推進委員についてはユニフォームがあるため識別するものは不要とする。
- ③ 参加者の事前申し込み等に係る事務は、当公社が運営する。

9 本イベント中止時の費用負担

本業務委託期間において、本イベントが中止となった場合、当公社は以下の基準に基づき発生した費用を負担するものとする。その場合、当公社は必要に応じて関係する証拠の提出を求めることができる。

(1) 費用負担

企画・運営全般にかかる企画費のうち、本イベント中止時点までに発生した打ち合わせ・企画立案・企画書作成等にかかる費用について、当公社は全額を負担する。なお、本イベント中止以降発生が想定されていた部分について、当公社は負担しない。

(2) 人件費

本イベント運営にかかる人件費について、当公社は本イベント中止時点での日割り相当額を負担する。なお、本イベント中止以降発生が想定されていた人件費について、当公社は負担しない。

(3) 消耗品・資機材

本イベントに必要な消耗品・資機材のうち、受託者が第三者から購入あるいは借り受けるものについて、本イベント中止時点において発注済みの部分に対して当公社は必要額を負担する。発注前後を問わず無償での取り消しが可能な部分について、当公社は負担しない。受託者が従来から所有している物品等については対象外とする。

(4) 制作物の費用について

制作物（マニュアル・本イベント装飾等）の制作費について、初稿等の成果品完成時点で当公社は全額を負担する。成果品完成前においては、制作費の日割り相当額を負担

する。

(5) スタッフ（アルバイト・人材派遣等）の person 費

本イベント前日、当日等において受託者が本イベントのために確保するスタッフ（アルバイト・人材派遣等）の person 費については、下記に基づき、当公社が負担する。従前から受託者が雇用しているスタッフについては負担しない。

| | |
|----------|------|
| 60日前 | 0% |
| 59日～30日前 | 50% |
| 29日～当日 | 100% |

(6) その他

上記(1)から(5)以外に発生する費用について、日割り計算が可能なものは日割り相当額を、日割り計算が困難なものについては、証憑（契約書・明細書等根拠）を示したうえで、実費相当額を当公社が負担する。

10 その他

(1) 受託者は、個人情報の取り扱いについては、「個人情報の取り扱いに関する特記条項」の通りとする。

(2) 本イベントにかかる業務は当公社と協議の上、実施すること。本イベントの進行に関連する事項については、受託者が関係者と調整すること。

(3) 本イベントにかかる業務の契約締結に際し、企画案の一部または全部について、当公社と受託者双方の協議により、修正・変更ができるものとする。

(4) 本イベントにかかる業務の契約締結時には別途仕様書を作成する。契約において定めのない事項については、当公社及び受託者の協議により決定する。

(5) 本イベントで使用する備品については、当公社と協議の上、当公社備品等を使用することができる。なお、移動に伴う経費は当公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(6) 本イベントにかかる業務の履行に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により当公社又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償するものとする。